

# 鞍手町行政改革大綱

平成14年2月27日

鞍 手 町

# 目 次

行政改革大綱を策定するにあたって .....	1
第1 行政改革の基本的な考え方 .....	2
第2 具体的措置事項 .....	3
1. 町民の視点に立った行政サービスの向上 .....	3
(1) これまでの仕事のあり方を真摯に検証していく姿勢の確立 .....	3
(2) 町民ニーズに応えられる行政運営の確立 .....	3
(3) 情報化の推進 .....	3
2. 町民と行政の協働による住民自治の推進 .....	3
(1) 町民参画の行政運営 .....	4
3. 効率的で健全な行財政運営 .....	4
(1) 自主財源確保のための施策の推進 .....	4
(2) 事業の見直し .....	4
(3) 事務の見直し .....	5
(4) 各種補助金の見直し .....	5
(5) 時限立法関係事業の今後の対応 .....	5
(6) 広域行政の推進 .....	5
(7) 定員の適正管理 .....	5
(8) 民間委託 .....	6
(9) 給与の適正化 .....	6
(10) 公共施設の効率的な運営 .....	6
4. 地方分権時代に対応した組織と人材育成 .....	6
(1) 組織・機構の見直し .....	7
(2) 人材登用と職員配置 .....	7
(3) 人材教育 .....	8
第3 行政改革の推進体制と進行管理について .....	8
おわりに .....	8
参考資料 .....	9

## 行政改革大綱を策定するにあたって

本町では、平成 8 年に策定された行政改革大綱に基づき、職員定数の削減や健全な財政運営に重点をおいた行政運営を推進してきたところがあります。

しかしながら、近年の社会情勢の変化は目を見張るものがあり、本格的な高齢化社会を迎え、高齢者が安心して暮らせるまちづくり、さらに情報化、国際化の進展にともなう産業構造の変化、生活の質や環境への関心の高まり等により、町民のニーズが多様化、複雑化してまいりました。

また、平成 12 年 4 月に地方分権推進法が実施され、わが国の自治体は自己決定・自己責任の原則のもと、それぞれに個性ある地域づくりに向けて創意工夫を発揮することを強く期待されています。

このような時代背景の中、国においては 21 世紀のわが国の経済社会を自律的な個人を基礎とした、より自由かつ公正なものとするため、これまでの国と地方を通ずる行政の組織や制度のあり方、行政と国民との関係等を抜本的に見直し、新たな行政システムを構築する必要があるとして、

新たな時代の要請に対応する観点から、機動性を備えた行政の実現  
国民の主体性と自己責任を尊重する観点から、民間能力の活用、事後監視型社会への移行等を図ることによる簡素かつ効率的な行政の実現

行政情報の公開と国民への説明責任の徹底を図ることによる国民に開かれた透明性の高い行政の実現

行政事務の電子化、窓口の利便性の向上等を図ることによる国民本位の質の高い行政サービスの実現

を目指し、今後、平成 17 年までの間を一つの目途として各般の行政改革を集中的かつ計画的に実施することを内容とした行政改革大綱が、平成 12 年 12 月 1 日に閣議決定されたことから、本町においても、地方分権の時代に対応する行政運営と新たな行政課題を積極的に取り上げて行政改革を推進するため、原則として、計画の目標年度を平成 17 年度とする鞍手町行政改革大綱を策定するものです。

## 第 1 行政改革の基本的な考え方

平成 8 年 4 月に鞍手町行政改革大綱（計画期間：平成 8 年度から 12 年度までの 5 年間）を策定し、その基本方針に沿って効率的な行財政運営に取り組んできましたが、21 世紀という新たな世紀を迎え、ますます少子・高齢化、国際化、情報化の進展、生活の質の変化や環境への関心の高まり、さらには、地方分権の推進など地方行政を取り巻く環境は大きく変化しています。

本町においても、こうした社会情勢や複雑多岐にわたる住民の皆さんのニーズに的確に対応できるよう、職員各自が地方公務員としての立場を改めて認識するとともに、地方自治の本旨に基づき民主的で能率的な行政の推進に努力し、町民の期待に応えられるような行財政システムを新たに確立する必要があります。また、平成 13 年度は、本町の総合計画後期基本計画がスタートした年でもあります。

社会経済情勢の変化や多様化する行政需要に対応するとともに、地域の総合的な行政主体として個性と魅力あるまちづくりを実現し「やさしさと躍動感あふれる快適生活拠点都市 鞍手」として新たな飛躍を遂げるため、行財政能力・体質の一層の強化を図ることが求められています。

このため、本町では、行財政改革を最重要課題の一つとしてとらえ、これまでの改革の実績を踏まえつつ、新たな課題の解決を含め、町の総合計画と関係しながら、次の四つを基本方針として、これまで以上に行政改革を推進していくこととします。

- 1．町民の視点に立った行政サービスの向上
- 2．町民と行政の協働による住民自治の推進
- 3．効率的で健全な行財政運営
- 4．地方分権時代に対応した組織と人材育成

## 第2 具体的措置事項

### 1. 町民の視点に立った行政サービスの向上

多様化、複雑化する行政サービスと新しい行政需要に的確に対応していくためには、事務事業の全般にわたって絶えず見直しを行い、緊急度の高いものを選別し、効率的な事業の実施を図るとともに、急速に進歩している情報処理技術や高度通信技術を積極的に活用し、町民サービスの充実に努める。

#### (1) これまでの仕事のあり方を真摯に検証していく姿勢の確立

「町民ニーズに的確に対応した、最少の経費で最も効果的に提供される行政サービス」、いわゆる「町民の視点に立った行政サービス」の実現に向けて、すべての職員一人ひとりが真摯にこれまでの仕事のあり方を検証し、改善すべき点を発見するという姿勢を持つことを確立する。

#### (2) 町民ニーズに応えられる行政運営の確立

行政サービスの内容が町民ニーズとずれたものとならないよう、絶えず町民ニーズの的確な把握に努め、これに的確に対応した質の高い行政サービスを提供可能とする行政運営の確立に努める。

#### (3) 情報化の推進

行政需要や価値観の変化に対応して事務処理の効率化や標準化のための職員研修を徹底し、OA化・ネットワーク化の推進については、処理技術の発達、情報環境の変化を十分考慮し、見直しを定期的に行う。

パソコン通信やインターネットなど、新しいメディアの有効活用を図り地域情報化を推進する。

インターネット等を通じ、鞍手町から全国に向けての情報発信について検討する。

国、県、他市町村とのオンライン化については、町民へのプライバシーに配慮しつつ検討する。

個人情報保護のための条例を制定する。

### 2. 町民と行政の協働による住民自治の推進

町民生活に密接な問題や地域の課題等については、町民の行政参加を促し、課題を解決するための方策を確立するため、積極的な情報公

開、情報提供と町民とのコミュニケーションを一層充実することが必要である。

さらに「開かれた町政」を推進し、成熟化する社会にふさわしい行政と町民の関係を築くため、行政と町民が対等に向かい合い、意思の疎通ができる健全で密接なパートナーシップを確立し、町民の自治意識の向上を図る必要がある。

#### (1) 町民参画の行政運営

地域に密着した個別課題の解消と、行政と町民の連携による地方分権推進に向けた取り組みとして、地域の実情把握や町民ニーズの掘り起こし等を通じて、地域町民の声が行政に反映できるシステム作りに努める。

町民がそれぞれ責任をもって取り組むべき課題であるごみの減量化等の自主活動については、これを支援するよう努める。

高齢化対策、独居老人対策、生涯学習、花のまちづくりの推進等、地域の協力を必要とすることについては、各地域、公民館単位等でボランティア団体等を積極的に活用することを検討する。

### 3. 効率的で健全な行財政運営

厳しい財政環境の中で、町民ニーズの多様化・複雑化、行政需要の増大・肥大化等から行財政環境が、今後ますます厳しさを増すと予想され、財政基盤の確立を図ることが大きな課題である。

#### (1) 自主財源確保のための施策の推進

町税等の徴収率の向上を図るとともに、地場企業の振興と新たな企業家の育成及び優良企業誘致等を積極的に推進する。

使用料、手数料については、コストに比して著しく低い額となっているもの、また、過去何年も額の改定が行われていないため、額の適正を欠いているもの等について改定を行い、その完納に努める。

町の所有する土地は町民全体の財産であり、適正な維持管理が必要である。一方、今後活用の見込みのない土地については、効率的な処分を行う。

#### (2) 事業の見直し

既存の事業については、目的の達成状況や事業効果を常にはかり、町民のニーズや満足度を尺度として投資的效果を厳格に判定し、絶えず見直しに努める。

新規の行政需要の対応を含め、事業選択については、町民ニーズや行政課題を的確に把握し、真に実施すべき施策の適正な選択により町民サービスの一層の向上を図る。

( 3 ) 事務の見直し

事務処理に関するコストを削減するために、合理的で生産性の高い事務処理方法に改善を行う。また、従来からの慣行や前例にとられることなく常に新しい時代感覚を積極的に導入し、正確・迅速・効率的な事務処理を図り、事務処理水準を向上させることを目的に事務改善に努める。

公用車の管理については、集中管理のメリット・デメリットを勘案し、経費の比較等の精査を行い効率的な管理体制を検討する。また、利用頻度の調査や課ごとの調整を行うことで、有効な利用方法を検討する。

町民にわかりやすく、親切な窓口サービスの充実を図るために、総合窓口の設置を検討する。

( 4 ) 各種補助金の見直し

事業効果をすでに達成しているもの、補助効果の乏しいもの及び存続意識の薄れたもの等、補助金の交付目的を再検討し、単費補助金については積極的に見直しを検討する。また、少額補助金の必要性を再検討する。

安易に補助金に依存しない自主的・自立的な団体運営を助長する。補助金の削減及び交付期限等についての、適正な基準を検討する。

( 5 ) 時限立法関係事業の今後の対応

石炭関係諸法は平成 13 年度で失効することから、それぞれの事業量の推移に応じて職員数の適正化に努める。

( 6 ) 広域行政の推進

広域の見地から事業を推進することが社会的に要請されるものについては、積極的に取り組む姿勢が必要である。

( 7 ) 定員の適正管理

本町の職員数については、定数と実数との間にかなりの開きがあるので、実態にあった適正な定数化を行う。

石炭関係諸法の失効による事業量の推移に併せて関係部門の人員については、随時、弾力的な見直しに努める。

現業部門については、町民サービスが低下しないよう配慮しつつ、退職者不補充などにより、委託等民間活力を導入する一方、必要

な職場については適正な職員の配置を行うことを検討する。  
再任用職員及びNPO(非営利団体)の積極的な活用を検討する。  
臨時職員等については、必要性、緊急性、効果等を十分検討し、  
雇用の適正化を図る。

高齢化・少子化等の社会状況の変化に併せて、定数の削減可能な  
職場と、増員の必要な職場については、適正な予測、検討を行う。  
地方分権の推進に伴う権限委譲等についての情勢の変化に対応  
できる柔軟な定員管理を検討する。

#### (8) 民間委託

町民ニーズの多様化・複雑化に対応し、かつ効率的な行政運営  
を図るため民間委託の導入に際しては、行政責任の確保、町民サ  
ービスの維持向上等の配慮、現行法制との整合性、経済的コスト  
の比較等の多角的検討を進め、現業部門を中心に考慮する。

#### (9) 給与の適正化

職員の給与については、国に準じた改正を行ってきたところだ  
があるが、今後も給与制度及び運用の適正化については十分注意を  
払う。また、手当等についても社会情勢の変化や必要性を考慮し  
て見直しを図る。

#### (10) 公共施設の効率的な運営

中央公民館、社会教育施設、公園等の管理については、効率的な  
管理運営を図るため、管理公社等の設立に努めるとともに、民間  
活力の導入を図る。

新たな施設を整備する場合は、その施設の役割、機能、運営方法  
等については、多面的に検討するとともに、民間活力のノウハウ  
を導入し、効率的な管理システムの確立について検討する。また、  
必要に応じて広域的な見地からの整備を検討する。

公共施設が、町民にとって利用しやすく、親しまれるものとなる  
よう予約システム等について検討する。

### 4. 地方分権時代に対応した組織と人材育成

地方分権の推進、社会経済情勢の変化により、行政需要が多様化複  
雑化し、行政運営が一段と専門化しつつある今日、新たな行政課題や  
町民ニーズに対応するためには、行政組織が常に適正に機能し、責任  
を果たすことが必要であり、職員に求められる資質は多様かつ高度化  
している。



このため町民ニーズの変化に即応した政策形成能力や新たな時代に対応できる創造的能力を有する意欲のある人材を育成する。

#### (1) 組織・機構の見直し

町民にとってわかりやすく利用しやすい組織、また、職員にとっては、新たな行政需要への対応に積極的に取り組むため、課係にまたがった連携した取り組みを行いやすい組織とする。また、縦割り行政による弊害が生じないように、課係の連携を密にし、高齢化対策や大規模プロジェクトなど複雑多岐にわたる行政需要に的確に対応できる組織づくりを進める。

広域的な行政、民間委託、第3セクターの活用等をも考慮し、時代の流れに即応しうる組織・機構を検討する。

町民生活に密接な問題や地域課題について、町民の行政参加を促し、行政課題や重点施策を広く町民にわかりやすく提起し、浸透を図る必要がある。このため、行政情報の町民への迅速確実な伝達及び町民の行政参画の機会充実等を図るための体制を検討する。また、21世紀の知的社会を支える地域情報基盤の整備等を主管する担当課の明確化を図る。

町の出資法人への町職員の派遣については、これらの法人の効率的・効果的な運営や専属職員とのバランスに慎重に配慮する。

#### (2) 人材登用と職員配置

職場の活性化や職員の士気を配慮した計画的な人事異動を実施する。

現場での体験を考慮した、多様な職種業務に対応できる人事異動を進める。

多様化、複雑化する行政需要に応えるために、高度な専門的知識や技術が必要とされる分野では、専門的分野の職員の再教育を含め、中・長期的な展望に立った専門職員の育成・確保を行うことを検討する。

職場の活性化と職員の意識高揚のため、職員提案制度について検討する。

適材適所を基本とする人材登用と職員配置を図るため、人事考課制度の導入を進める。

地域防災対策や郷土意識、地域に密着した活性化策等を考慮した人材の確保に努める。

女性職員の積極的な登用を図る。

### (3) 人材育成

地方分権の推進により、地方自治体には地域の実情に応じた独自の政策形成が求められることになる。このため地方分権の時代にふさわしい町民生活に密着した感覚を備え、独自の政策を立案し、政策実現のための交渉・調整・評価を行うことができる職員の育成に努める。

民間企業、大学院、研究調査機関、先進的自治体等への職員の派遣、交流を進める。

高齢化社会を迎え、福祉・保健・医療分野での総合的な施策を実施するための人材育成を実施する。

管理職の資質と能力向上に努めるほか、組織の横断的連携による政策形成過程への職員参加の実現と職務改善の意識を高めるなどの対応を図る。

人材育成を図るため、適正な勤務評価制度を導入し、士気の向上に努める。

## 第3 行政改革の推進体制と進行管理について

行政改革を真に実行的なものとするため、職員一人ひとりが、また組織全体が常に自己の仕事に問題意識をもち、町民の視点に立って地方分権の時代に対応した、積極的な取り組みを進めることが重要である。

さらに、行政改革を着実、かつ効果的に推進していくために、「鞍手町行政改革推進本部」による適切な進行管理を行い、さらに「鞍手町行政改革推進委員会」に対して定期的に実施状況を報告するとともに、町民へ公表する。

## おわりに

本町の行政改革の指針としてこの大綱を策定しましたが、今後この実施にあたっては、職員の理解と協力はもとより町議会、町民、関係団体のみなさんの、より一層の理解と協力をお願いする次第であります。

# 参 考 资 料

## 町の概要

### 面積（県下49位）

総面積 (平成12.10.1)	耕地 (平成12.8.1)	宅地 (平成12.1.1)	山林 (平成12.3.31)
35.58 km <sup>2</sup>	8.72 km <sup>2</sup>	4.00 km <sup>2</sup>	13.26 km <sup>2</sup>

### 人口（平成12.3.31現在県下42位）

昭和35.10.1 (国調人口)	平成2.10.1 ( " )	平成7.10.1 ( " )	平成12.10.1 ( " )	平成13.3.31 (住基人口)
28,714人	20,332人	20,248人	19,266人	19,710人
平成7国調高齢化率	18.0 %	平成12国調人口密度	541人/ km <sup>2</sup>	

### 世帯数

昭和35.10.1 (国調世帯数)	平成2.10.1 ( " )	平成7.10.1 ( " )	平成12.10.1 ( " )	平成13.3.31 (住基世帯数)
6,256	6,338	6,531	6,678	7,321

### 有権者数（平成13.7.11現在）

男	女	計
7,417	8,523	15,940

### 職員数（平成13.4.1現在）

区 分	職員数	区 分	職員数
普通会計 (うち施設関係)	173 (49)	一般行政職	141
		福祉職	40
		技能労務職	15
人口千人当たり	8.67	企業職	13
同類似団体	9.19	消防職	0
公営事業会計関係	210	教育職	1
計	383	その他(内税務職)	173(13)

町の産業・経済

生産・所得（平成10年度）

(%)

町内総生産	529億円	就業者1人当たり	6,483千円 (対県平均)91.0
町民所得	495億円	人口1人当たり	2,525千円 (対県平均)93.4

産業構造

(百万円)

区分	総生産額 (平10年度)	構成比 (%)
第1次	635	1.2
第2次	29,624	56.0
第3次	23,212	43.9
帰属利子等	558	1.1
計	52,913	100.0

農業・工業・商業

(人・百万円)

農業 (平12.2.1)	農家数 (うち専業農家)	農業就業人口	農業粗生産額 (平11.1.1~平11.12.31)
	408(82)	598	1,290(県下52位)
製造業 (平11.12.31)	事業所数 (うち300人以上)	従業者数	製造品出荷額等 (平11.1.1~平11.12.31)
	69(1)	2,970	88,806(県下16位)
卸・小売業 (平11.7.1)	事業所数 (うち50人以上)	常用従業者数	年間販売額 (平10.4.1~平11.3.31)
	215(2)	1,039	15,290(県下53位)

主要農作物（平11年粗生産額順）

(千万円)

1	米	52	4	肉用牛	13
2	ぶどう	18	5	小麦	10
3	鶏卵	14			

公共施設整備状況(平成11年度)

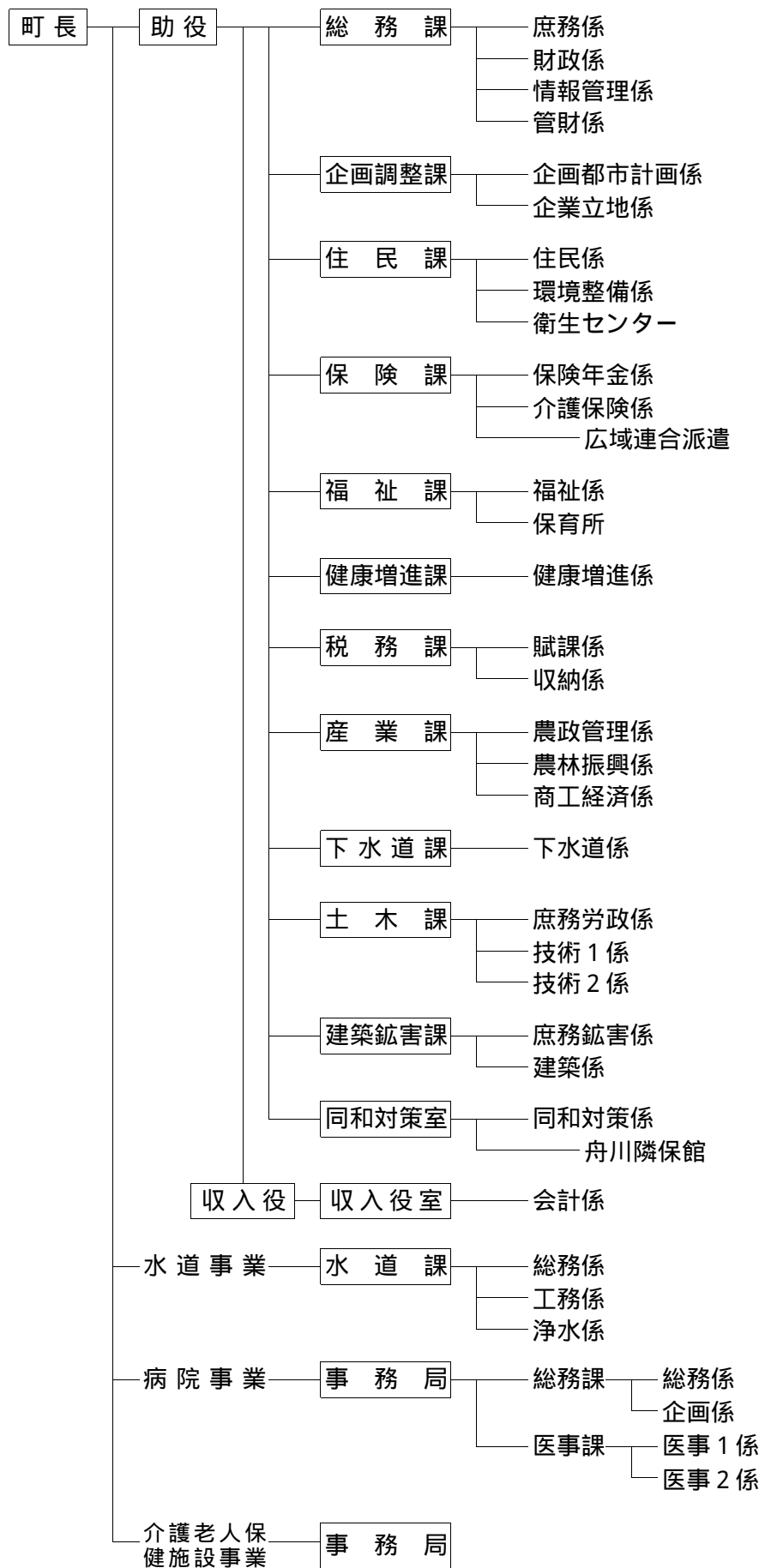
(%)

区 分		当該団体	類似団体
道 路	改 良 率	63.0	45.1
	舗 装 率	86.3	66.8
橋 り よ う	永 久 橋 比 率	99.4	97.5
都市公園等	人口1人当たり面積(m <sup>2</sup> )	1.1	10.6
ご み	収 集 率	100.0	83.2
し 尿	収 集 率	92.1	39.9
上 水 道	普 及 率	91.7	92.2
公共下水道	普 及 率 ( 人 口 )	8.9	38.0
小 学 校	校舎必要面積不足比率	9.8	19.2
中 学 校	”	0.0	13.8
公 営 住 宅	世 帯 数 比 率	5.9	2.6

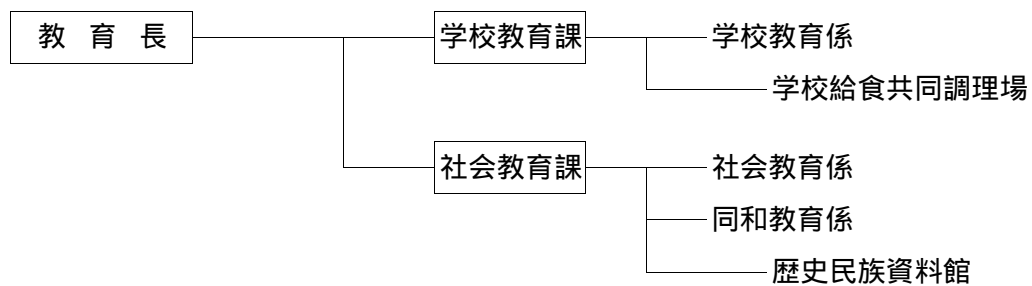
電算処理業務等の状況(平成12年度)

人事管理	給 与	住 民 税	固定資産税	国民健康保険税	住民記録
印鑑登録証明	会 計 処 理	起 債 管 理	上 下 水 道		
すべて単独自己処理					

行政組織機構図（平成13年4月1日現在）



# 教育委員会



議 会——事務局

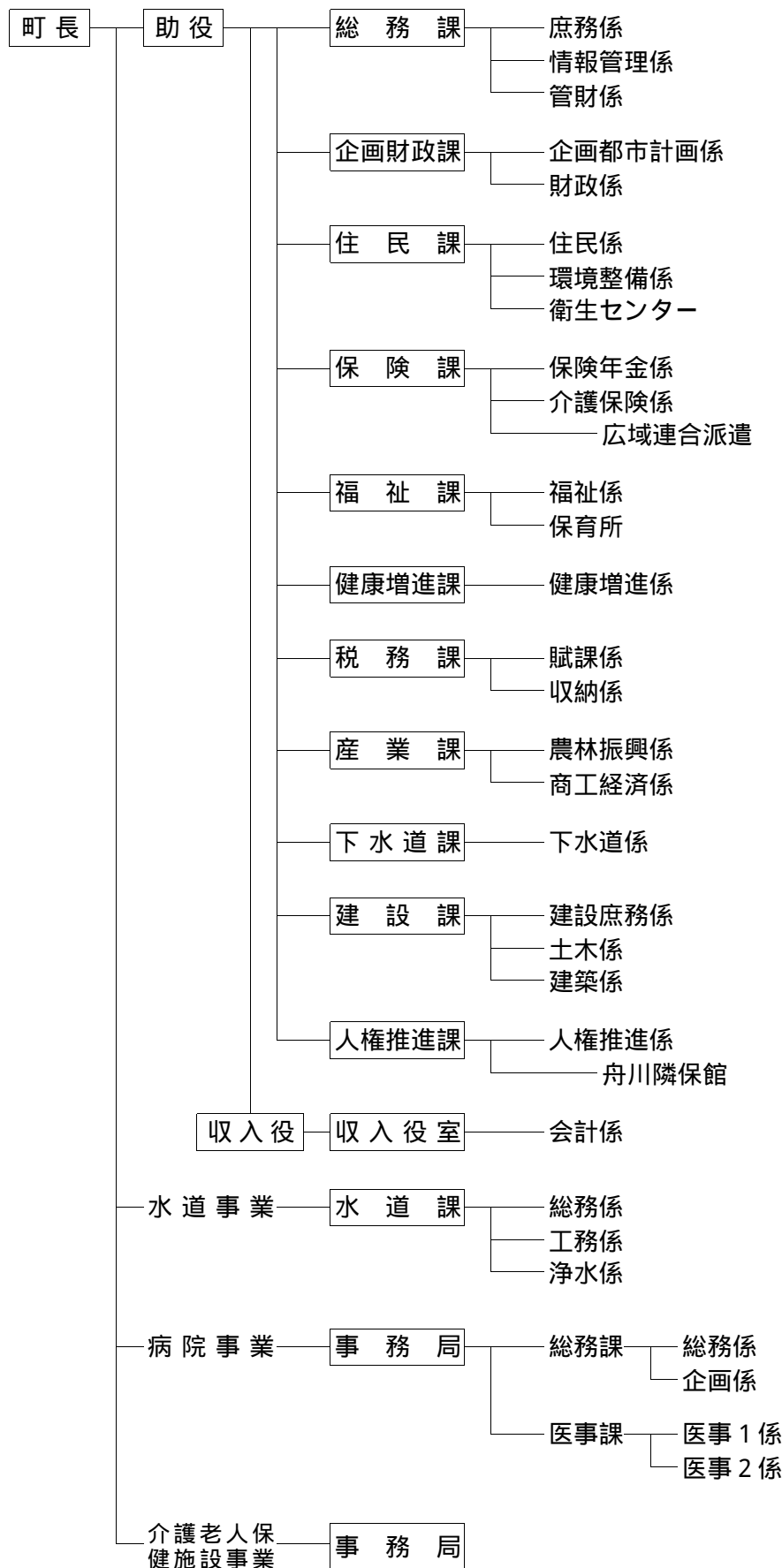
選挙管理委員会——事務局

監査委員——事務局

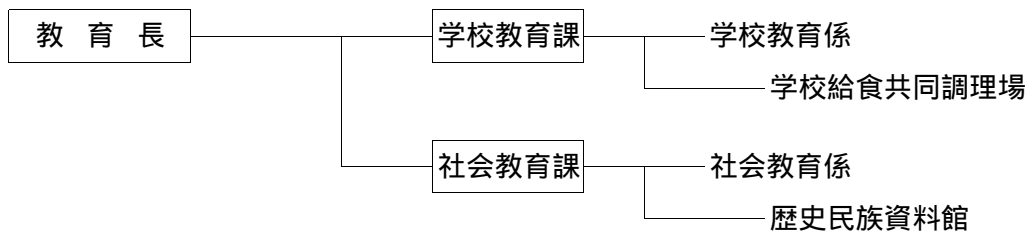
農業委員会——事務局



新行政組織機構図（例）



教育委員会

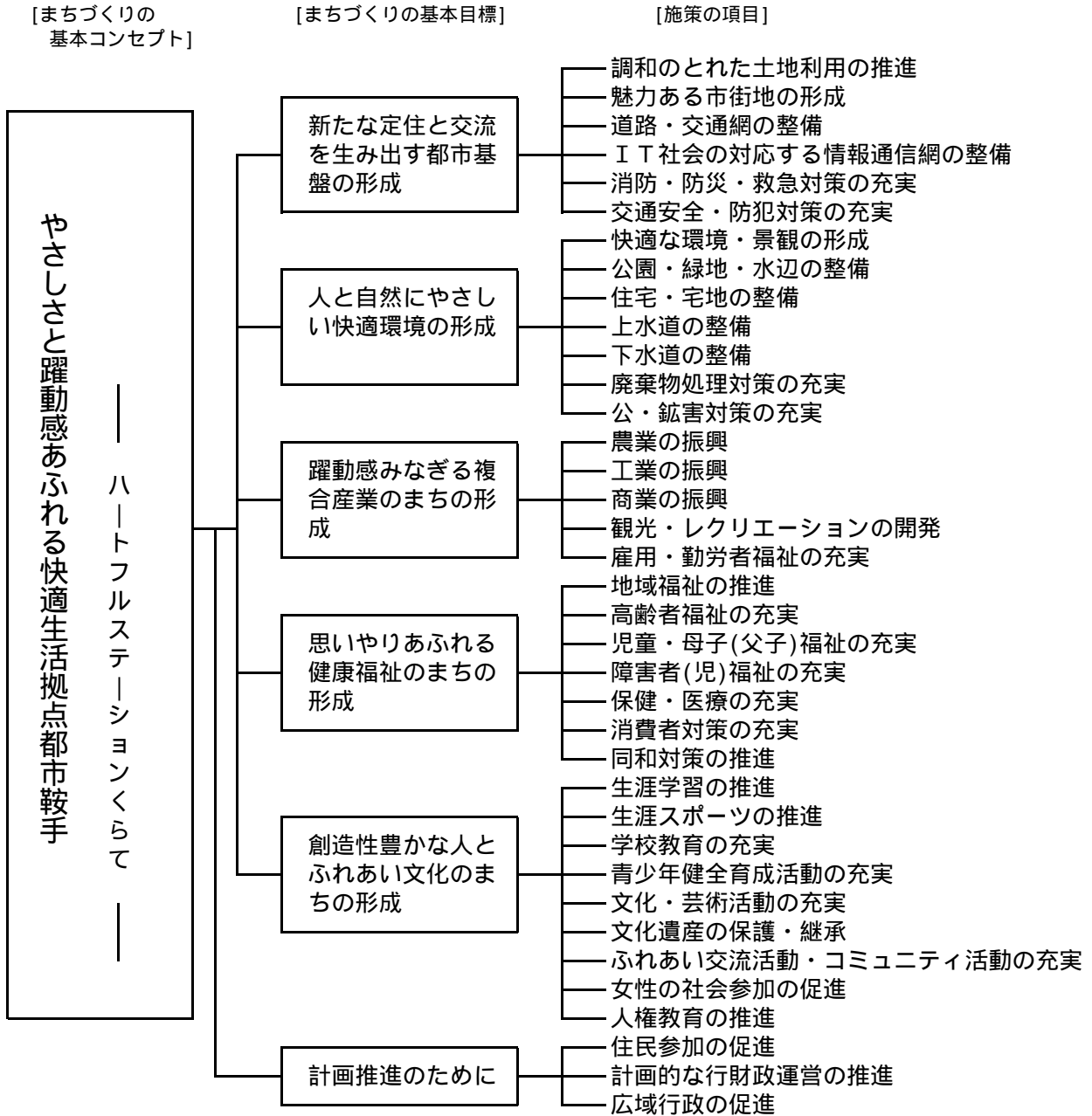


- |   |   |    |     |    |     |     |    |     |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|----|-----|----|-----|-----|----|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 会 | —— | 事務局 |    |     |     |    |     |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 選 | 挙 | 管  | 理   | 委  | 員   | 会   | —— | 事務局 |   | 住 | 民 | 課 | 職 | 員 | 兼 | 務 |
| 監 | 查 | 委  | 員   | —— | 事務局 |     | 總  | 務   | 課 | 職 | 員 | 兼 | 務 |   |   |   |
| 農 | 業 | 委  | 員   | 会  | ——  | 事務局 |    | 產   | 業 | 課 | 職 | 員 | 兼 | 務 |   |   |

### 第3次鞍手町総合計画施策の大綱

「やさしさと躍動感あふれる快適生活拠点都市 鞍手」という新たなまちづくりの将来像を達成するために、その基本的な施策体系は次の通り構成されている。

新しいまちづくりの全体的な施策体系図



### 第3次鞍手町総合計画における将来人口の目標

#### 将来人口及び世帯数の目標

( 単位：人、世帯、人/世帯、%)

	平成2年度	平成12年度	平成17年度	年平均伸び率	
				H2～H12	H2～H17
総人口	20,332 (100.0)	20,950 (100.0)	27,000 (100.0)	0.30	1.91
年少人口 (14歳以下)	4,002 (19.7)	3,500 (16.7)	5,960 (22.1)	1.33	2.69
生産年齢人口 (14～64歳)	13,050 (64.2)	13,560 (64.7)	17,040 (63.1)	0.38	1.79
老年人口 (65歳以上)	3,280 (16.1)	3,890 (18.6)	4,000 (14.8)	1.72	1.33
世帯数	6,338	6,780	8,710	0.68	2.14
一世帯当人数	3.21	3.09	3.10	-	-

注) 目標値は10人単位、10世帯単位で設定した。

#### 産業構造の目標

( 単位：人、%)

	平成2年度	平成12年度	平成17年度	年平均伸び率	
				H2～H12	H2～H17
就業者総数	8,443 (100.0)	9,010 (100.0)	13,500 (100.0)	0.65	3.18
第1次産業	443 (5.2)	400 (4.4)	380 (2.8)	1.02	1.02
第2次産業	3,689 (43.7)	3,920 (43.5)	4,150 (30.7)	0.61	0.79
第3次産業	4,309 (51.0)	4,690 (52.1)	8,970 (66.5)	0.85	5.01
総人口	20,332	20,950	27,000	0.30	1.91
就業率	41.5	43.0	50.0	-	-

注) 平成2年(実績値)の就業者総数は分類不能2名を含む。また、目標値は10人単位で設定した。

鞍手町の主要な財政指標の推移

区 分	平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
歳 入 総 額	8,082百万円	7,506百万円	8,262百万円	8,810百万円	8,320百万円
歳 出 総 額	8,003百万円	7,446百万円	8,129百万円	8,633百万円	8,213百万円
実質収支比率	1.5 %	1.3 %	1.2 %	1.7 %	1.5 %
財 政 力 指 数	0.397	0.405	0.420	0.421	0.414
経常収支比率	86.0 %	86.4 %	85.2 %	83.8 %	82.4 %
義務的経費比率	37.9 %	43.6 %	36.0 %	34.1 %	28.6 %
人件費比率	20.8 %	22.8 %	19.4 %	18.2 %	18.1 %
公債費比率	14.6 %	13.9 %	13.8 %	13.9 %	14.4 %
ラスパイレス指数	92.1	91.5	90.7	91.5	91.4

町職員の年齢・役職等構成集計表（一般職のみ）

凡	例
	課、室、局長
	課、室、局長補佐
	参事補佐、事務主幹、技術主幹
	係長
	事務主査、技術主査、保健主査
	主任主事、主任技師、主任保健婦
	主事、技師、保健婦
*	主事補、技師補

	60	
	55	
	50	
	45	
	40	
	35	
	30	
	25	* *
	20	* * * * *
男 (109)	年齢	女 (59)

注) 平成13年4月1日現在

時間外勤務の実態

課 名 等	時間外勤務総時間数		時間外の多い年間の上位3月(H12)	1人当たり時間数(H12)	1,800時間に対する比率(%)
	平成11年度	平成12年度			
総務課					
庶務係	1,495.00	1,147.00	4.5.3月	163.9	9.1
財政係	797.00	380.00	7.10.3月	95.0	5.3
情報管理係	1,586.00	2,786.00	1.2.3月	696.5	38.7
管財係	83.00	33.00	6.5.11月	11.0	0.6
企画調整課					
企画都市計画係	259.00	357.00	6.7.2月	89.3	5.0
企業立地係	358.00	289.00	1.2.3月	96.3	5.4
住民課					
住民係	608.00	475.00	5.6.7月	95.0	5.3
環境整備係	998.00	576.00	4.5.7月	288.0	16.0
保険課					
保険年金係	3,398.00	2,718.00	5.6.7月	339.8	18.9
介護保険係	346.00	155.00	4.5.10月	77.5	4.3
福祉課					
福祉係	646.00	264.00	5.6.12月	66.3	3.7
保育所	7,729.00	7,432.00	6.10.11月	232.3	12.9
健康増進課					
健康増進係	830.00	457.00	6.7.10月	76.2	4.2
税務課	2,450.00				
賦課係	854.00	1,451.00	4.5.3月	241.8	13.4
収納係	1,596.00	864.00	5.6.12月	172.8	9.6
産業課					
農政管理係	69.00	62.00	6.10.11月	31.0	1.7
農林振興係	202.00	343.00	6.7.10月	114.3	6.4
商工経済係	39.00	42.00	6.7.10月	21.0	1.2
下水道課					
下水道係	382.00	261.00	4.5.6月	65.3	3.6

課 名 等	時間外勤務総時間数		時間外の多い年間の上位3月(H12)	1人当たり時間数(H12)	1,800時間に対する比率(%)
	平成11年度	平成12年度			
土木課					
庶務労政係	94.00	52.00	6.10.1月	17.3	1.0
技術1係	578.00	1,029.00	10.11.1月	205.8	11.4
技術2係	290.00	99.00	4.12.1月	33.0	1.8
建築鉱害課					
庶務鉱害係	304.00	386.00	6.10.3月	386.0	21.4
建築係	577.00	611.00	12.1.3月	305.5	17.0
同和对策室					
同和对策係	110.00	79.00	7.10.12月	39.5	2.2
隣保館	38.00	26.00	6.10.11月	26.0	1.4
収入役室					
会計係	96.00	78.00	6.11.24月	26.0	1.4
議会事務局	18.00	14.00	4.6.10月	14.0	0.8
監査委員会	21.00	23.00	6.7.10月	23.0	1.3
農業委員会	3.00	35.00	6.7.11月	17.5	1.0
学校教育課					
学校教育係	241.00	198.00	4.7.9月	66.0	3.7
小学校	0.00	4.00	4月	4.0	0.2
中学校	12.00	32.00	6.10.11月	16.0	0.9
高校	6.00	4.00	10.11月	4.0	0.2
給食センター	190.00	186.00	6.7.11月	62.0	3.4
社会教育課					
社会教育係	797.00	674.00	6.10.11月	96.3	5.4
同和教育係	48.00	61.00	10.11.12月	30.5	1.7
水道事業					
総務係	838.00	857.00	4.5.3月	214.3	11.9
工務係	1,308.00	1,243.00	4.5.11月	207.2	11.5
浄水係	108.00	683.00	7.8.9月	341.5	19.0
病院事業					
総務課					
総務係	606.00	2,615.00	5.6.3月	373.6	20.8
医事課					
医事1係	985.00	214.00	4.5.6月	214.0	11.9
医事2係	732.00	144.00	4.6.10月	144.0	8.0